

13 歯科保健医療対策

1 主な取組の内容等

取組の内容	実績	課題	今後の方向性
<p>①市町、歯科医師会及び関係者等との連携により、母子保健、学校保健、成人保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりを推進し、歯科保健対策の充実を図ります。</p> <p>また、科学的な根拠に基づく歯科保健対策として、むし歯予防のための保育所・学校におけるフッ化物洗口の推進、歯周病予防のため、成人が歯科健診・保健指導を利用できる機会の確保、低栄養や誤嚥性肺炎の予防としての高齢者等に対応する口腔ケア提供体制の整備に努めます。</p> <p>さらに、歯科医師会や関係者等と連携しながら、様々な機会を通じ、地域住民の歯の健康づくりの普及啓発に努めます。</p>	<p>【市町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳6か月児健診と3歳児健診時の歯科保健指導の実施(全員または希望者を対象・10市町) ・乳幼児対象のフッ化物歯面塗布の実施(集団または委託形式・10市町) ・保育所、学校等における集団フッ化物洗口の実施継続(9市町43施設：R4.3.31現在) ・新型コロナウイルス感染症対策に伴うフッ化物洗口の中断(8市町50施設：R4.3.31現在) ・【再掲】フッ化物洗口の再開(2町2施設：R4.3.31現在) <p>【道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「お口の健康フェア」のイベントが中止となったため、ホームページを更新し普及啓発を実施 ・フッ化物洗口実施済施設のフォローアップ、研修会等での周知及び通知等にてフッ化物洗口の継続及び再開に関する情報提供を実施(10市町) ・乳幼児歯科保健における地域診断の実施(1市4町) ・学校歯科保健における歯科健康診査結果調査の実施(10市町) ・成人歯科保健に係る道民歯科保健実態調査の実施(2市町) <p>【関係機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養支援サポート研修をリモート開催(歯科医師会) ・歯科医療従事者(歯科医師及び歯科衛生士)等を、市町等の地域ケア個別会議等に派遣し、多職種連携により対処方法の検討、問題解決を図った 	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口は平成29年2月から全市町で実施しているが、すべての保育所・幼稚園等、小中学校での実施には至っていない ・感染危機により、実施しているフッ化物洗口を中断している施設が多くなる ・学齢期におけるむし歯の実態把握が必要 ・成人の歯周病予防のため、個人の口腔保健行動改善に繋がる歯科保健対策と実態把握が必要 ・高齢期における摂食嚥下機能のリハビリテーションを含む口腔ケアの普及が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口について、保育所・幼稚園等から小学校および中学校を通じて継続できるよう、専門的な立場から技術的助言等の支援を行い普及を図る ・コロナ禍でのフッ化物洗口の中断が長引くことにより、う蝕罹患状況の悪化を招く可能性が高まるため、各関係機関と連携し、速やかにフッ化物洗口が再開されるよう支援する ・学校歯科保健における歯科健康診査結果調査を毎年実施し、経年変化を評価する ・成人が歯科健診・保健指導を利用できる機会の確保に努める ・成人期から高齢期の口腔の健康に関する実態を調査する ・高齢者等に対する口腔ケア提供体制の整備を図る ・歯科医師会等と連携しながら、歯の健康づくりの普及啓発に努める
<p>②歯科医師会等と連携し、北海道障がい者歯科医療協力医制度や歯科保健センターにより、障がい者歯科医療の確保を図るとともに、地域における障がい者関連施設や在宅障がい者の歯科保健対策を推進します。</p>	<p>【医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道障がい者歯科医療協力医制度への登録(4市町8人：R4.8.24現在) <p>【道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定児童発達支援事業所において歯科健診・歯科保健指導及び健康教育の実施(2市町) ・障がい者協力医を養成するため研修会を実施 <p>【関係機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者協力医制度の周知及び研修会参加への助成し、新規登録医が増加(歯科医師会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道障がい者歯科医療協力医制度については、協力医の確保及び質の向上が必要 ・歯科診療所において安心かつ安全な障がい者歯科医療を提供できるよう、病院歯科等による協力医への後方支援等の病診連携が必要 ・障がい者が地域のかかりつけ歯科医を確保し、歯科医療機関を定期的に受診するようになることが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児(者)に対し、健診、相談及び歯科医療機関受診のための適切な支援を行う
<p>③歯科医師会等の関係団体とともに、地域における病診連携や保健・医療・福祉関係機関の連携を促進し、適切な高次歯科医療を提供できるネットワークの充実を努めます。</p>	<p>【医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北網圏域における歯科口腔外科を標榜する病院(4施設：R4.10.1現在) <p>【道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院立入り検査(書面開催)にて医療機能及び管理体制について確認し、必要に応じて関係機関へ情報提供 <p>【関係機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護高齢者歯科保健対策推進事業及び在宅難病療養者訪問口腔ケア事業が、新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず中止となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者や難病療養患者等の適切な歯科医療の確保を図るため、病院歯科と歯科診療所との病診連携が必要 ・高次歯科医療を提供するため、各医療機関に保健・医療・福祉と連携できる歯科医療関係者を確保することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健医療専門部会等で病診連携等について意見交換する機会の確保に努める ・歯科医療従事者も退院前カンファレンスの機会を活用し、退院後の対応について、在宅医療を担う関係団体等と情報共有を進める